

No.	項目	内容
1	調査国	米国、英国、エストニア、ドイツ、デンマーク、フランス、フィンランド、EU、韓国、オーストラリア、ニュージーランド
2	調査項目	<p>①立法支援システム ②法令の改正方式 ③法令の公示方式 ④公布法令データの所在・整備主体 ⑤民間法令集との棲分け ⑥法制事務に関するデジタル化を定める法令等（デンマークのみ） ⑦Rules as Code等の取組み（ドイツ、デンマーク、フランス、EU、オーストラリア、ニュージーランド）</p> <p>※1 右表の「◎○」がない項目（色なしセル）は、5行程度に概要をまとめる粒度の調査を行います。 ※2 連邦国家の場合は、連邦政府を対象に調査します。 「Rules as Code」の取組は、州単位の場合もありますので、この限りではありません。</p>
3	調査スケジュール	2022年5月上旬（GW明け）ドラフト報告 同 8月 最終報告
4	調査手法	インターネット、文献による調査 現地専門家へのメール等による問い合わせ、聞き取り調査

海外調査項目案

重点調査

資料収集とヒアリング
で項目横断の調査。

概観調査

資料収集から実態が
どのようなかを調査。

紹介

Webサイトの情報を
要約。

	立法支援システム	法令の改正方式	法令の公示方式	公式法令データの 所在・整備主体	民間の法令集 との 棲分け	法制事務に関するデ ジタル化を定める法 令等	Rules as Code等の 取組み
米国		「United States Statutes at Large」 (制定順法律集) 「Federal Register」 (連邦公報)		「United States Sta tutes Code」 公式法 令情報サービス	West Pub. Co.		○ CodeXプロジェクト (スタン フォード大の取組)
英国	「法律作成ガイ ド」 GOV.UK内 のページ	「The public general acts and general synod measures」 (制定順法律集) 「Statutory Instruments」 (政令文書)		「legislation.gov.uk」 公式法令情報 サービス			
エストニア	政府が運営する「Riigi Teataja」 デジタル官報 立法から公開までのサイクルを包括						
ドイツ	「des Projektes E-Gesetzgebung (E立法プロジェクト)」 連邦立法プロセスのための新IT基盤、立法プロセスの不連続を解消し、デジタル完結を目指す。						
デンマーク	「Lex Dania (レックス・ダニア)」 シュルツ社が運用する法律を作成する包括的ITシステム。法律案の作成から官報公開までに使われる。 このシステムを中心に、「デジタル7原則への対応」「Rules as Code」がどのように実装されようとしているのを見る。						

海外調査項目 詳細②

	立法支援システム	法令の改正方式	法令の公示方式	公式法令データの 所在・整備主体	民間の法令集 との 棲分け	法制事務に関するデ ジタル化を定める法 令等	Rules as Code等の 取組み
フランス		「官報」		「Legifrance」公式法令情報サービス			「open fisca」 イニシアティブの 取組みとして
フィンランド	フィンランド司法省が運営する「Finlex」立法から公開までのサイクルを包括						
EU	「LEOS(レオス)」 法律編集のオープンソフトウェア		「EUR-Lex」 EUの公式法令データベース				「LEOS」 「EUR-Lex」
中国							
韓国	「政府立法支援センター」 (法制処)		「大韓民国官報」	「総合法律情報」(裁判所) 「政府立法支援センター」(法制処) 「国民議会法情報システム」(議会)			
シンガポール							
インド							
オーストラリア		「Acts of the Parliament of the Commonwealth of Australia」(制定順法)		「Federal Register of Legislation」公 式法令情報サービス			「Digital Legislation Working Group」 CSIRO 「DATA61」 RaaP プログラム 「Better Rules」 プログラム
ニュージーランド		「New Zealand Gazette」(官報)		「New Zealand Legislation」公式法令 情報サービス			

(参考)海外調査の報告例(米国)

立法支援システム	法令の改正方式	法令の公示方式	公布法令データの所在・整備主体	民間の法令集との棲分け	法制事務に関するデジタル化法令 / Rules as Code
未確認	積み重ね方式(非公式なものとして、制定法単位で改正を溶け込ませた現行条文を維持)	<p>・法律 法律が制定されると小冊子「Slip Law」(スリップ・ロー)が刊行され、それを制定順にまとめた「United States Statutes at Large」(制定順法律集)が刊行される。 刊行は、The U.S. Government Publishing Office(GPO/政府出版局) 媒体は図書とWeb https://www.govinfo.gov/app/collection/STATUTE/ ・規則/告示 「Federal Register」(連邦公報)に掲載 編集は、Office of the Federal Register 発行は、GPO</p>	<p>・法律 「United States Code」(U.S.C.) - 法律を各条文単位に分解し、主題ごとに分類し、法典として再構築したもの。 「Statute Compilations Update (gov.info) ※非公式 - 制定法に溶け込ませを行い現行状態を確認できるようにしたもの。 編集は、The Office of the Law Revision Counsel of the U.S. House of Representatives (下院法律改正委員会) 発行は、GPO</p>	<p>・United States Code Congressional and Administrative News (West Pub. Co.) 民間出版社が刊行する制定順法律集で、速報版が毎月刊行されており、紙媒体の中では、最も早く制定時法の条文を入手できる資料のひとつです。「Statutes at Large」の内容に加え、「Executive Order」ほかの大統領関係文書や連邦議会に提出された法案等の議会資料の一部も掲載しています。 ・United States Code Annotated (West Pub. Co.) 民間版注釈付き現行総合法律集です(略称:U.S.C.A.)。形式は「U.S.C.」とほぼ同じです。各本体は、「Pocket Part」(毎年累積した内容で刊行されるパンフレット状の付録、本体の末尾に繰り込む)によって、内容がアップデートされます。本体の改版は、編ごとに随時行われます。 ・United States Code Service (LexisNexis) 制定法を随時に再構築した最新の状態となっています。</p>	調査対象外